

茨木市立保育所
民営化事業評価
に関する報告書

平成23年8月
茨木市

目 次

はじめに	1
茨木市立保育所民営化の背景・目的	1
評価の視点と対象	2
民営化事業の効果と評価	4
1 保育ニーズ等への柔軟な対応		
2 子ども・子育て分野の充実 平成 19 年度から平成 23 年度の主な取り組み経費（新規・拡充）		
3 財政的效果	7
4 公立保育所の機能と役割の現状	9
5 私立保育園に対する支援	10
移管条件について	11
1 民営化にあたっての諸条件の履行状況		
(1) 開所日		
(2) 保育時間	12
(3) 給食献立の通知及び展示		
(4) 給食のアレルギー対応		
(5) 各種健康診断		
(6) 保育士の配置	13
(7) 保育士の経験年数		
(8) 施設長の経験	14
(9) 看護師の配置		
(10) 栄養士の配置		
2 民営化方法の評価		
(1) 施設・設備の移管 土地の無償貸与		

建物及び備品の無償譲渡	15
(2) 移管先法人の選定		
社会福祉法人		
移管先法人の公募	16
(3) 保育内容の継続		
保育士の配置		
保育士の年齢構成	17
費用負担		
各種健康診断	18
障害児保育	19
(4) 移管先法人への引継		
(5) 三者協議会	20
アンケート結果に基づく評価	21
1 子ども・保護者の満足度		
2 移管先法人の意見	23
おわりに	24
巻末資料	25
茨木市立保育所民営化基本方針	26
民営化保育所（園）の概要	31
民営化の経緯	32
子ども・子育て分野の充実	34
【年度別の主な取り組み】		
移管条件について	40

はじめに

茨木市では、平成 18 年 1 月に決定した「茨木市立保育所民営化基本方針（以下「基本方針」という。）」に示す「民営化の年次計画」に基づき、平成 19 年度を初年度として、平成 22 年度まで毎年 2 か所ずつ、4 年をかけて 8 か所の公立保育所の民営化を進めてきました。

公立保育所の民営化にあたっては、保育所ごとの保護者説明会や保護者、移管先法人、市で構成する三者協議会を設置し、保護者の理解を得ながら進めるとともに、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、公立保育所における保育内容の継続と併せ、3 か月の合同保育をはじめ、6 か月の引継保育や 3 か月の巡回保育を実施し、円滑な移行に努めてきました。

そして、平成 22 年 6 月から民営化事業を評価するため、移管条件の履行状況の確認をはじめ、保護者・法人アンケート等により、意見の把握・分析を行うとともに、保護者の満足度についても把握し、市としての説明責任を果たすために、報告書として作成しました。

茨木市立保育所民営化の背景・目的

本市では、国における「少子化社会対策大綱」の閣議決定や「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画の策定が義務付けられるなど、すべての子どもと子育てを大切に作る社会づくりの推進、また、三位一体改革による公立保育所負担金や補助金の一般財源化や保育分野における規制緩和など、保育行政を取り巻く環境の大きな変化を背景として、平成 16 年 7 月に「茨木市公立保育所のあり方に関する懇談会（以下「懇談会」という。）」を設置しました。

懇談会は、本市における公立保育所の今後のあるべき姿について、広く市民等の参画を得て、慎重に審議・検討していただくために設置したものであり、その結果、平成 17 年 9 月に、今後のあるべき姿についての意見書をまとめ、市長に提出しました。

そして、本市では、懇談会からの意見書の趣旨を十分に勘案しつつ、保育サービスの充実、地域における子育て支援等の推進、民間活力の導入（民営化）による、より効果的・効率的な保育所運営を目的として、平成 18 年 1 月に基本方針を決定しました。

基本方針におきましては、行財政改革が一層求められる環境の中で、より効果的・効率的な保育所運営を図るとともに、延長保育や一時保育、休日保育など、様々な保育ニーズが求められていることから、私立保育園の柔軟性や即応性に着目し、地域で求められる保育ニーズへの柔軟な対応を目的として、公立保育所の民営化を進めることとしています。

また、公立保育所の機能と役割として、地域区分による公・私立保育所(園)の配置バランスを見直すとともに、存続する公立保育所については、入所児童に対する通常保育の実施に加え、在宅子育て家庭への支援をはじめ、地域の子育て支援のネットワーク化や障害児保育の取り組みを継続した障害児支援を担う保育所として再構築するなど、地域における子育て支援の拠点施設として保育所の運営に努めることとしています。

民営化する保育所の考え方(施設配置)については、公立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、公立保育所を適切に配置することで私立保育園との相乗効果が期待されることから、市内を5ブロック(東・西・南・北・中央)に分け、1ブロックに最低1か所以上の公立保育所を存続させるものとし、当面、8か所の保育所の民営化を実施することとしています。

ただし、今後の社会経済情勢や保育所を取り巻く環境等の状況によっては、総合的に判断し、民営化する保育所を追加することとしています。

評価の視点と対象

公立保育所の民営化については、平成19年度から平成22年度の4年間に
おいて、8か所の民営化を実施してきました。

民営化を進めるにあたっては、多様化する保育ニーズへの柔軟な対応をはじめ、保育行政の新たな施策の展開や地域における子育て支援等を推進することとしています。

また、民営化によって、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、移管予定の公立保育所が実施している一定の保育内容等について、継続して実施することを移管後の履行事項として義務付けています。

そこで、平成18年1月に決定した基本方針に示す「民営化の年次計画」全ての移管時期が経過したことから、これまで実施してきた8か所の民営化事業の評価を行うものです。

「民営化事業」の評価にあたっては、基本方針に基づき、民営化事業の効果と過程を踏まえつつ、これまで取り組んできた民営化事業の成果・達成度を把握するため、大きく、次の3つの視点から評価し、基本方針の総合的な評価を行うものです。

地域における子育て支援等の推進とより効果的・効率的な保育所運営
各種移管条件の履行状況
公立保育所の民営化への円滑な移行

上記、3つの視点からの具体的な評価については、以下のとおりです。

地域における子育て支援等の推進とより効果的・効率的な保育所運営

基本方針に示す「民営化の目的」や「考え方」に基づき、の視点からその効果を評価するため、保育ニーズ等への柔軟な対応をはじめ、財政的效果や子ども・子育て分野の充実、さらには、公立保育所の機能と役割の現状や私立保育園に対する支援の状況を明らかにし、成果・達成度を見極めます。

(「 民営化事業の効果と評価」を参照)

各種移管条件の履行状況

子どもたちの保育環境の急激な変化を最小限に止めることを基本としつつ、子どもたちの最善の利益のため、保育所運営の安定性と継続性の確保や現状における保育内容の継続など、基本方針をはじめ、移管先法人の募集要領及び協定書において、各種移管条件の履行を義務付けており、の視点から、その履行状況の確認を行います。

(「 移管条件について」の「1 民営化にあたっての諸条件の履行状況」を参照)

公立保育所の民営化への円滑な移行

民営化を進めるにあたっての具体的な方策である基本方針に示す「民営化の方法」における各項目に基づき、の視点からその効果を評価するため、保護者や移管先法人からのアンケートをはじめ、「三者協議会」や「引継保育」における意見を踏まえた評価を行います。

(「 移管条件について」の「2 民営化方法の評価」を参照)

そして、最後に、アンケート結果に基づく評価として、子ども・保護者の満足度や移管先法人の意見をまとめ、民営化事業評価を総括するものです。

なお、民営化事業の評価にあたっては、市民や学識経験者等で組織する外部検討委員会からもご意見をいただき、基本方針の総合的な評価を行います。

民営化事業の効果と評価

1 保育ニーズ等への柔軟な対応

本市では、核家族化の進展をはじめ、夫婦共働き世帯の増加や就労形態の多様化によって、保育所の利用率が増加しているとともに、保育ニーズ等も多様化しています。

そこで、平成19年度には、家庭訪問し、相談に応じる「在宅子育て家庭支援保育士」を新たに公立保育所7か所へ配置し、子育てについての悩みや不安を抱える親を支援するとともに、平成20年度には、新たに「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後2か月から4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報の提供を行うほか、支援が必要な家庭への適切なサービスの提供に努めてきたところです。

また、地域力を活かした子育ての応援を行うため、子育てサークル等に子育てサポーターを派遣するなど、育児不安の解消や軽減を図ってきました。

さらに、私立保育園入所児童の保育環境の充実及び保育園運営の円滑化を図るため、新たに国制度による基本改善事業（大規模改修）及び環境改善事業（小規模改修）補助を実施したほか、障害児保育実施対策費については、府補助制度廃止後も市単独事業として実施しています。

これらの取り組みについては、基本方針の「目的」をはじめ、「市立保育所の機能と役割」や「民営化の考え方」に基づき、「保育ニーズへの柔軟な対応」としての実効性を確保してきた成果であると考えています。

このような取り組み以外にも、次に述べるように、「子ども・子育て分野の充実」を図っております。

2 子ども・子育て分野の充実

民営化による節減経費については、限られた財源を効果的に再配分し、共働き家族だけではなく、全ての子育て家庭への支援を行うため、在宅での子育て支援サービスや病児・病後児保育、一時保育などの保育ニーズに対応してきました。

さらに、住み慣れた地域で安心して子育てすることができるよう、保健医療制度や相談体制の充実を図り、子育て環境の整備に努めています。

その主な施策や事業に投入した当該年度ごとの経費（予算）については、以下の年度別に示す表のとおりです。

平成 19 年度から平成 23 年度の主な取り組み経費（新規・拡充）

（単位：千円）

年度	新規・拡充に必要な予算総額	左欄のうち、市の負担総額
平成19年度	706,155	371,561
平成20年度	429,973	295,731
平成21年度	379,307	187,679
平成22年度	3,396,617	164,931
平成23年度	2,363,064	416,147

「新規・拡充に必要な予算総額」の数値は、各年度とも、当該新規・拡充項目の実施に必要な経費の総額（予算）を表しているとともに、「左欄のうち、市の負担総額」の数値は、必要経費総額から国や府の補助金等を差し引いた、一般財源を表しています。

（各年度の事業の明細については、巻末資料参照。）

(1) 平成 19 年度

子育てに係わる分野で保育士を有効に活用する取り組みとして、家庭訪問し、相談に応じる「在宅子育て家庭支援保育士」を新たに公立保育所へ配置しています。

また、市独自の子育て世代への支援として、乳幼児医療助成における対象年齢を「0歳児～就学前」から「0歳児～小学校1年生」まで拡充するとともに、地域における子育て機能の充実やネットワークを構築するため、子育てサークル等への子育てサポーターの派遣や地域の子育てグループやサークルに出向いて、乳幼児保健相談などを実施しています。

さらに、私立保育園への支援としては、児童の保育環境の充実及び保育園運営の円滑化に向けて、新たに給食材料費や園外保育費の補助を実施するとともに、障害児保育対策費等を拡充したほか、保育園の建替経費に対して助成を行っています。

(2) 平成 20 年度

平成 19 年度に配置した「在宅子育て家庭支援保育士」のさらなる充実を図るため、生後 2 か月から 4 か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報を提供し、支援が必要な家庭への適切なサービスの提供に向けて、新たに「こんにちは赤ちゃん事業」を実施しています。

また、幼稚園における預かり保育の保育時間の延長や長期休業期間中のモデル実施に取り組み、子育て・就労支援を充実するとともに、地域の実情に応じた子育て支援の展開を図るため、地域子育て拠点事業の充実にも取り組

んでいます。

さらに、私立保育園への支援としては、より一層、児童の保育環境の充実及び保育園運営の円滑化に向けて、新たに、国制度による基本改善事業（大規模改修）及び環境改善事業（小規模改修）補助を実施するとともに、府補助が廃止された「障害児保育実施対策費」を市独自で継続、また、待機児童の解消に向けて、保育園の新設又は増築する建設費に対して補助しています。

(3) 平成 21 年度

平成 19 年度及び 20 年度から充実してきた「こんにちは赤ちゃん事業」のさらなる充実に加え、市独自の子育て世代への支援として、乳幼児医療助成における対象年齢を「0 歳児～小学校 1 年生」からさらに「0 歳児～小学校 2 年生」まで拡充しています。

また、私立保育園への支援としては、平成 19 年度及び 20 年度の充実引き続き、新たに休日保育及び子育てサポート保育士事業に対する補助を実施しています。

(4) 平成 22 年度

就労等やむを得ない理由により保育が困難な世帯を対象に、病児保育を実施するとともに、一時預かり機能を備えた「子育てすこやかセンター」の開設や「つどいの広場」の拡大を図り、地域における支援拠点の拡充を行いました。

また、私立保育園への支援としては、児童福祉法の改正により「一時保育促進事業」が廃止されましたが、一時保育のニーズが高いため、市独自で継続するとともに、放課後、私立保育園等において、小学校低学年児童を長時間受入れる保育園等を支援しています。

(5) 平成 23 年度

乳幼児医療助成における対象年齢を「0 歳児～小学校 2 年生」からさらに「0 歳児～小学校 3 年生」まで拡充するとともに、母子保健事業における相談機能の充実や乳幼児健診、予防接種等の円滑な実施を図るため、「こども健康センター」の開設に向けた整備を実施します。

また、児童デイサービスの定員増及び機能充実を図るため、すくすく教室をこども健康センターへ移転するとともに、発達支援に特化した相談体制をつくり、就学までの支援体制の構築を図ります。

さらに、私立保育園への支援としては、待機児童の解消を図るため、私立保育園の新設及び建替に対する補助を行います。

このように、平成 19 年度から新規・拡充事業として、延べ 83 事業を実施し、「子ども・子育て分野」の拡充を図ってきたところです。

また、このような施策や事業以外にも、次世代育成支援行動計画（後期計画）にも示す 165 事業の展開を図り、その推進に努めています。

今後においても、子どもの育成に関する多様なニーズに対応するため、次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき、就学前教育・保育環境の整備・促進や母子保健施策の拡充を図るほか、子育て不安の解消を図るための相談機能を充実するとともに、子どもたちの安全で安心な居場所づくりや配慮を必要とする家庭に対する支援など、将来を担う子どもたちの健やかな成長の支援に取り組みます。

3 財政的効果

平成 19 年度から平成 22 年度までの公立保育所民営化に伴う財政的効果額については、当該保育所（園）において、市が投入する一般財源を民営化前後で比較することによって、算出しています。

具体的には、まず、公立保育所として運営していた年度における運営経費の一般財源を算出します。

そして、市は、私立保育園の運営等に対して補助していますので、民営化後、私立保育園として運営することとなった年度において、当該保育園に支出している補助金等、市から支出している経費の一般財源を算出します。

具体的な算出方法として、民営化前については、当該保育所における人件費や需用費（賄材料、光熱水費、修繕料など）、委託料や消耗品費など、市からの歳出経費の合計から保育料等の歳入合計を差し引き、運営経費の一般財源としています。

また、民営化後については、市が支出している、私立保育園への運営等に対する補助金・負担金の合計から保育料や国・府からの補助金・負担金の合計（歳入）を差し引き、市のみでの歳出経費を算出し、運営経費の一般財源としています。

【民営化前後の歳出（一般財源）経費】

【民営化前】

市の歳出（科目）			歳入
報酬	需用費	役務費	
給料	1 消耗品	1 通信運搬費	
職員手当	2 燃料費	2 手数料	
共済費	3 食料費	委託料	
賃金	4 印刷製本費	使用料及び賃借料	
報償費	5 光熱水費	備品購入費	
旅費	6 修繕料	負担金補助及び交付金	
	7 賄材料費		

【民営化後】

市の歳出	国・府等からの歳入
運営費負担金	保育料（調定額）
私立保育所運営等補助金	私立保育園運営費負担金（国）
	私立保育園運営費負担金（府）
	次世代育成支援対策交付金（国）
	保育所運営費補助金（国・府）
	府補助金
	子育て支援交付金（府）
	安心こども基金（国）

公立保育所の民営化に伴って、私立保育園運営負担金や補助金など、国等からの財源を有効に活用することができるなど、市の一般財源上、1 保育所あたり平均約 88,000 千円の費用効果がありました。

さらに、市の一般財源節減分は、行財政運営の基本となる市税収入が減少する厳しい財政状況の中、子ども・子育て分野の充実のための財源として活用しています。

具体的な財政的効果額保育所別一覧については、以下の表のとおりです。

【財政的効果額保育所別一覧】

（単位：円）

項番	保育所名	民営化前経費（A）		民営化後経費（B）		財政的効果額（C）
1	三島保育所	H18	137,581,679	H19	53,675,953	83,905,726
2	中条保育所	H18	174,214,451	H19	68,271,692	105,942,759
3	水尾保育所	H19	161,201,768	H20	69,901,129	91,300,639
4	玉櫛保育所	H19	162,330,073	H20	68,746,609	93,583,464
5	郡山保育所	H20	152,290,808	H21	58,090,293	94,200,515
6	松ヶ本保育所	H20	137,081,133	H21	58,201,871	78,879,262
7	庄保育所	H21	121,616,946	H22	45,948,503	75,668,443
8	東保育所	H21	139,077,284	H22	56,097,661	82,979,623
合 計			1,185,394,142		478,933,711	706,460,431

4 公立保育所の機能と役割の現状

公立保育所の機能と役割については、平成 18 年 1 月に決定した基本方針において、次の 3 つの機能と役割を示しています。

【公立保育所の機能と役割】

幅広い年齢層の保育士を効果的に活用し、地域子育て支援のニーズを把握し、虐待児童やDVなどリスクのある在宅家庭の子どもに対する子育てのセーフティネットとしての役割を担う。

地域の子育てボランティアグループの立ち上げなど幅広い地域の子育て支援のネットワーク化を推進する。

一人ひとりの子ども達の発達を支援するため、障害児保育の実績を継承しつつ、保育所機能を地域展開し、発達障害の子どもなどを含め、在宅家庭における障害のある子ども達に対しても支援する。

「茨木市立保育所民営化基本方針」より

その取り組みとして、まず、在宅子育て家庭支援については、平成 19 年度に、新たに「在宅子育て家庭支援保育士」を公立保育所に配置しましたが、子どもの発達を含めた総合的な在宅家庭への支援を発展させるため、新たに「こんにちは赤ちゃん事業」を子育て支援総合センターで立ち上げることにより、「在宅子育て家庭支援保育士」のより効率的・効果的な活用に努めてきました。

また、地域子育て支援のネットワーク化については、公立保育所に「子育て支援センター」を設置し、在宅子育て家庭支援をはじめ、地域における子育てサークルの立ち上げや活動中の方への支援に努めるとともに、子育て世代の交流の場として活用を図ることにより、地域の子育て支援のネットワーク化などを推進してきました。

さらに、障害児支援については、公立保育所における障害児保育の取り組みを継続するとともに、心理判定員を増員することにより、保育士のスキル向上を図り、所庭の地域開放を通して、地域における全ての子どもや保護者の支援に努めているところです。

このように、基本方針の決定以後、多様化する保育ニーズへの迅速かつ柔軟な対応をはじめ、新たな施策の展開や地域における子育て支援など、これまで多くの施策や事業を実施しています。

5 私立保育園に対する支援

私立保育園に対する支援については、児童福祉法第 24 条に基づく保育を受ける児童の健全育成を図ること等を目的に、これまでから保育所等運営助成をはじめ、施設整備費や用地取得補助などを行うとともに、特に、私立保育園の運営補助（平成 22 年度）については、民営化に関する事項（2 項目）を除き、24 項目の補助メニューを用意し、その支援に努めてきたところです。

また、民営化した初年度に施設改修等の実施に要する経費を補助し、公立保育所の民営化に伴う移管先法人の支援に努めるとともに、保育士の配置については、1 歳児 5 人につき、保育士 1 人を義務付けていることから、その配置に要する経費を補助してきたところです。

このような支援のうち、「私立保育園に対する支援の状況」として、民営化に伴う補助金（2 項目）を除き、平成 19 年度から平成 22 年度までの市内の全ての私立保育園への運営補助金の総額及び国・府補助金総額並びに市補助金総額について、以下の表に示しています。

【私立保育園に対する支援の状況】

（単位：円）

年度	総額	国・府負担総額	市負担総額
平成19年度	538,860,156	109,449,163	429,410,993
平成20年度	639,976,877	130,973,369	509,003,508
平成21年度	748,530,973	181,993,572	566,537,401
平成22年度	806,217,335	224,009,970	582,207,365

総額は、民営化に伴う改修費及び対数配置費を含まず。

また、「民営化保育園に対する支援の状況」として、上記「私立保育園に対する支援の状況」から除いていた民営化に伴う施設改修費及び保育士の市基準対数配置費を含め、平成 19 年度から平成 22 年度までの民営化した 8 保育園に対する運営補助金の総額について、以下の表に示しています。

【 民営化保育園に対する支援の状況 】

(単位 : 円)

保育園名	平成19年度～平成22年度		
	運営等補助金総額	民営化初年度 施設改修等事業費	職員配置基準 に対する補助
あいの三島保育園	124,681,881	5,000,000	8,658,200
たんぼぼ中条保育園	162,773,213	5,000,000	8,658,200
水尾保育園	128,306,803	5,000,000	6,512,000
玉櫛たちばな保育園	117,779,407	5,000,000	6,512,000
郡山敬愛保育園	60,934,631	5,000,000	4,343,800
松ヶ本保育園	64,306,504	5,000,000	4,343,800
庄保育園	36,210,027	5,000,000	2,175,600
東さくら保育園	40,111,783	5,000,000	2,175,600

移管条件について

移管条件については、子どもたちの保育環境の急激な変化を最小限に止めることを基本としつつ、子どもたちの最善の利益のため、保育所運営の安定性と継続性の確保や現状における保育内容の継続など、公立保育所の民営化を進めるにあたっての諸条件として、基本方針をはじめ、募集要領や協定書において、移管先法人に義務付けたものです。

諸条件の履行状況について、以下のとおり示すとともに、巻末資料にも、その履行を遵守されている状況を示しています。

1 民営化にあたっての諸条件の履行状況

(1) 開所日

開所日については、「原則として国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き、月曜日から土曜日まで」としています。

開所日の履行状況については、その内容が遵守されています。

(2) 保育時間

保育時間については、「原則として午前7時から午後7時まで(延長保育を含む。)」としています。

保育時間の履行状況については、その内容が遵守されています。

なお、協定書における開所時間を上回る対応をしている保育園(3園)もあり、私立保育園の柔軟性や即応性が活かされた、地域で求められる保育ニーズへの対応ができています。

(3) 給食献立の通知及び展示

給食献立の通知及び展示については、「あらかじめ保護者に通知するとともに、毎日の給食内容を展示すること」としています。

給食献立の通知及び展示の履行状況については、全ての移管先保育園への聞き取り調査の結果、その内容が遵守されています。

(4) 給食のアレルギー対応

給食のアレルギー対応については、「除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況により対応すること」としています。

給食のアレルギー対応の履行状況については、保育指針においても、規範性をもつ基準(児童福祉施設最低基準)として示されており、全ての移管先保育園で適切に対応されています。

(5) 各種健康診断

・内科検診

内科検診については、「年3回以上、実施すること」としています。

また、児童福祉施設最低基準第12条においても、「少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない」と規定されています。

内科検診の履行状況については、法令等に基づいて、その実施が担保されているとともに、年3回以上という上乗せ条件についても、全ての移管先保育園への聞き取り調査の結果、その内容が遵守されています。

・ギョウ虫検査

ギョウ虫検査については、「年2回以上、実施すること」としているほか、法令等に基づいて、年1回の実施が担保されています。

この上乗せ条件によるギョウ虫検査(年2回以上)の履行状況については、全ての移管先保育園への聞き取り調査の結果、その内容が遵

守されています。

・ **歯科検診、眼科検診、耳鼻科健診、尿検査**

各種検診等については、「年1回以上、実施すること」としているほか、法令等に基づいて、その実施が担保されています。

各種健診等の履行状況については、その内容が遵守されています。

(6) 保育士の配置

保育士の配置については、次のとおり保育士を配置することとしています。

0歳児クラス	乳児3人に対し保育士1人
1歳児クラス	乳児5人に対し保育士1人
2歳児クラス	乳児6人に対し保育士1人
3歳児クラス	幼児20人に対し保育士1人
4歳児クラス	幼児30人に対し保育士1人
5歳児クラス	幼児30人に対し保育士1人

児童福祉施設最低基準において、歳児別に保育士の対数配置が義務付けられています。

なお、1歳児クラスの保育士の配置については、児童福祉施設最低基準において、乳児6人に対し保育士1人が義務付けられていますが、乳児5人に対し保育士1人として、上乘せしており、子どもの安全とより充実した保育を確保する観点から、本市独自の保育サービスを行っており、この配置基準を適用しています。

この上乘せ条件も含め、保育士の配置については、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

(7) 保育士の経験年数

保育士の経験年数については、「その2分の1以上が経験年数4年以上を有する者とする」としています。

これは、民営化に伴い、これまでの保育士が全員変わるなど、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めること、また、子どもの安全や保護者の安心につながる保育環境を整える観点から、移管条件として義務付けています。

また、保育士の経験年数については、歳児別の児童数に応じた必要な保育士数及び当該年度別の各保育園に在園する保育士の条件該当者を把握し、その条件を満たしているかを確認しています。

保育士の経験年数についての履行状況については、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

(8) 施設長の経験

施設長については、「保育所において3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者とする事」としています。

施設長の経験年数の履行状況については、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

(9) 看護師の配置

平成19年度は、「看護師（常勤）を配置する」とし、専任か兼任かが不明瞭であったことから、平成20年度からの協定書においては、「専任の看護師を常勤で配置すること」としています。

看護師の配置についての履行状況については、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

(10) 栄養士の配置

栄養士については、「栄養士を配置すること」としています。

栄養士の配置についての履行状況については、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

2 民営化方法の評価

基本方針に示す民営化の方法については、「移管条件」をはじめ、「移管先法人の選定」や「保育内容の継続」など、それぞれの項目ごとに、民営化を進めるにあたっての具体的な方策を示しています。

ここでは、保護者や移管先法人からのアンケートをはじめ、三者協議会における意見を踏まえ、それぞれの具体的な方策に対し、評価をしています。

(1) 施設・設備の移管

土地の無償貸与

土地の無償貸与については、移管先法人と市とで「土地使用貸借契約」を締結し、無償で3年間、貸付けるとともに、貸付期間が満了する日までに、書面をもって市に申し出るときは、貸付期間を更新できることとしています。

また、貸付物件（土地）を保育所（園）用地としてのみ使用し、他の用途に供してはならないこととするほか、使用権の第三者への譲渡、又は転貸してはならないこととしています。

建物及び備品の無償譲渡

建物及び備品の無償譲渡については、移管先法人と市とで「建物等譲与契約」を締結し、現状のまま移管先法人に引き渡すとともに、譲与した日から10年間（指定期間）は保育所用建物としての用途に供することとしています。

また、指定期日から指定期間満了の日まで、市の承認を受けないで譲与建物の所有権を第三者に移転してはならないことのほか、公立保育所の移管先法人募集要領において、移管後の建物等の維持管理については、移管先法人が責任を持って自己負担で行うこととしています。

< 移管先法人からの意見・要望 >

移管先法人からは、保育事業を引き継ぐための措置として、妥当であるが、譲渡建物の老朽化から修理に要する経費が多額になることや築年数に応じた改修費の支援、さらには、建替を見据えた支援などの意見・要望があります。

< 評価 >

土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡については、移管先法人に対して、一定、保育内容の継続を義務付けすることにより運営経費の増加が見込まれること、また、初期的経費の軽減を図り、保育の充実に努めること、さらに、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めることが重要であり、これまで慣れ親しんできた施設や設備、遊具等をそのまま引き継ぐことなど、民営化への円滑な移行のための措置です。

また、土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡と併せて、民営化した初年度に施設改修等を実施する整備費用を補助しています。

したがって、土地及び建物等に関する移管条件については、概ね、適正な条件であると考えています。

(2) 移管先法人の選定

社会福祉法人

移管先法人の選定については、これまでも、公私協調のもと保育行政の発展に寄与してきたことや、市の保育行政への理解、また、地域の子育てニーズにも詳しいことから、市内の社会福祉法人としています。

移管先法人の公募

移管先の公募については、法人自らが保育所運営を行う強い意志や保育行政への理解などが重要であることから、公募により、法人の積極的な参画を求めたものです。

< 保護者・移管先法人からの意見 >

これまで民営化を実施した8か所とも、市内に本部を置く社会福祉法人を移管先法人として選定しており、移管先法人からは、「妥当である」との意見があります。

一方、保育園の運営経験のある法人に限定した方がよいとの意見がある反面、保護者アンケートでは、移管先法人の選考に関して、市内の法人に限定すると、選考の幅が狭くなるなどの意見があります。

また、移管先法人の応募が1法人のみになった保育所があること、応募法人の実績等を踏まえた最低点の設定をはじめ、評価項目の再検討や評価点の配分などに対する意見があります。

< 評価 >

移管先の決定については、総合的な評価として、私立保育園の即応性や柔軟性を勘案しつつ、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、移管先法人の保育目標や保育内容、経営状況などを十分に精査いたしました。

また、市民や学識経験者等による選定委員会設置及び移管先法人の選定については、総合的な観点から適切に実施されたものです。

したがいまして、移管先法人の選定については、適切かつ公正な選定に努めたものと考えています。

(3) 保育内容の継続

保育内容の継続については、民営化にあたっての諸条件の履行状況と重複する項目もありますので、市としての考え方を補完する項目、又は、保護者や移管先法人からのアンケートをはじめ、三者協議会における主な意見がある項目を再掲します。

保育士の配置

< 保護者・移管先法人からの意見 >

保護者からは、保育士の対数配置に関することではないが、「公立保育所に比べ、先生の数が少ないのでは」という意見があるほか、法人からは、「1歳児において国基準を上回る保育士の配置を義務付けられ、大変困った」という意見があります。

< 評価 >

保育士の配置については、児童福祉施設最低基準において、歳児別の保育士の対数配置が義務付けられており、保育士数が少ないということはありません。

市基準による1歳児の保育士の配置（市基準）については、保育内容の継続という観点からの措置であり、全ての移管先法人において、この条件が遵守されており、当初の目的が達成されたものと考えています。

保育士の年齢構成

< 保護者・移管先法人からの意見 >

保護者からは、「保育士の年齢が若くなり、育児経験者が少ない」や「職員の経験年数が浅く、早く退職されるので不安」、また、法人からは、「経験年数4年以上の保育士を1/2以上とする条件は厳しい」などの意見があります。

反面、保護者からは、「丁寧な対応と笑顔により、保護者のことを考えてくれている」をはじめ、「若くて活気があり、努力が感じられ、頑張っている」、「とても親切、何でも話せる環境に配慮している」などの意見があります。

< 評価 >

保育士の年齢構成については、保護者の意見から「若い保育士」と「ベテランの保育士」双方の保育士を好まれる傾向にあることが考察できますが、全ての移管先法人において、この条件が遵守されており、一定、保護者の安心感につながったものと考えています。

なお、保育士の採用については、「子ども」や「保護者」の安心感などを考慮しつつ、法人の人事管理に任せることが望ましいと考えられます。

費用負担

費用負担については、「保育料、延長保育料、給食（主食）費、傷害保険料」以外の経費を保護者に求める場合は、三者協議会において協議することとしており、民営化に伴って、急激に保護者負担が増加しないように配慮した措置です。

< 保護者・移管先法人からの意見 >

保護者からは、「民営化については良い面も多いと思うが完全民営化になった時の保育料以外の費用が心配」をはじめ、「完全民営化になると同時に費用面がガラリと変わり我々には選択の余地がないこ

とが心配」や「制服、カラー帽子、ピアノカの購入、延長保育料の値上げ（月極がなくなり時間制）等、納得しかねる費用負担が徐々に公表されている」などの意見があります。

法人からは、「遠足のバス代を保護者から徴収しないのはおかしい」や「民間の特色ある保育への理解が得られていない」などの意見があります。

< 評価 >

費用負担については、これまでも公立保育所において、保育用品の購入や5歳児の所外保育における施設入館料及び交通費など、保護者には、一定の負担をしていただいています。

また、一定期間、基本的に新たな費用が伴わないよう、基本方針に示す「市が予め認めた費用」として、給食費、延長保育料、災害共済掛金が、原則、徴収できるものとしています。

しかしながら、これら以外の費用の徴収については、保護者の方の承諾を得られれば、それを妨げるものではありません。

したがって、この条件は、急激に保護者負担が増加しないように配慮した措置ですが、新たに生じる費用負担については、当該保育園が保護者に対して十分に説明することが重要であると考えています。

各種健康診断

各種健康診断については、児童福祉施設最低基準及び保育指針に規定がある項目について、子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保に努める観点から、公立保育所で実施している各種健康診断とその実施回数を移管先法人に義務付けたものです。

< 移管先法人からの意見 >

内科検診を年間3回実施するという条件について、法人からは、児童福祉施設最低基準遵守 くらいで良いのではとの意見があります。

年2回以上

< 評価 >

公立保育所で実施している各種健康診断については、全ての移管先法人において、遵守されており、目的は達成されたものと考えています。

なお、各診断項目の詳細は、巻末資料（移管条件について）のとおりです。

障害児保育

障害児保育については、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通じて共に育ち合うことが重要であることから、これまでの公立保育所における実績を継承しつつ、移管先法人において実施することとしたものです。

< 評価 >

障害児保育については、障害児保育実施対策費補助事業の対象ともなっていることから、全ての移管先法人において、適切に実施されています。

(4) 移管先法人への引継

移管先法人への引継については、民営化に伴い、これまでの保育士が全員変わるなど、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、一定期間、移管先法人の職員が当該公立保育所の職員と合同で保育に携わり、子どもたちが新しい保育士等に慣れ親しむことができるよう、「合同保育(3か月)」、「引継保育(9か月)」を実施し、円滑な移行に努めたところです。

また、引継保育については、4月から12月までの9か月間のうち、4月から9月までを「引継保育」、10月から12月までを「巡回保育」として位置づけ、引継内容が適切に実施されているか、公立保育所の保育士が確認しています。

< 保護者からの意見 >

保護者からの主な意見としては、「合同保育をはじめ、引継保育や巡回保育の期間の充実」を望む意見がある一方で、保育環境の変化への配慮に対して、「楽しい時間であれば、子どもたちは自然に順応していく」という意見もあります。

なお、保護者からの他の意見については、「保護者アンケート結果報告書」において、市として実施してきた引継保育の内容や考え方などを示しています。

< 移管先法人からの意見 >

「合同保育」と「引継保育」に対する移管先法人の意見は、以下のとおりです。

・ 合同保育

合同保育については、「合同保育は有意義であった」とや「子どもの性格や関わり方を聴くことができ、参考になった」との意見がある

一方で、年度末（1月～3月）における専任保育士の配置が難しいことや3か月間での合同保育ではなく、1年程度の引継期間が必要などの意見もあります。

・引継保育

引継保育については、「6か月間の引継保育は一番内容があった」や「具体的な内容を聞くことができた」などの意見がある一方で、保育士の意味統一が図られず、引き継ぎが円滑に行きにくかったことや看護師、用務員の引き継ぎ回数5回は少ないなどの意見もあります。

< 評価 >

移管先法人の引継については、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、合同保育をはじめ、引継保育や巡回保育など、1年間を通した引継ぎ体制を構築するとともに、移管先法人においても、移管条件を履行し、両者が連携・協力して、保育内容の円滑な引継に努めてきました。

また、移管先法人からは、円滑な移行の一助になったことが考察できる意見がある一方、合同保育や引継保育における実施時期及び期間・方法などの検討を要する事項もあります。

引継保育士は、円滑な移行のため、重要な役割を果たすとともに、移管条件履行状況や移管先法人の園長からの要望なども把握しており、引継保育士からは、「保育内容の引継といっても、担任によってもやり方が違う」などの意見があり、公立保育所の保育を引き継ぐうえにおいて、検討を要する事項もあると考えています。

したがって、本市として、初めての取り組みである民営化事業における移管先法人への引継については、概ね、円滑な移行ができたものと考えています。

(5) 三者協議会

三者協議会については、公立保育所の移管先決定後及び移管後において、当分の間（移管時の園児が在園している間）、当該保育園の保護者、移管先法人、市の三者が移管条件や保育内容の継続性等について確認し合うとともに、問題点の改善に努めることを目的として設置しています。

民営化を進めるにあたっては、まず、第一義的に、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めること、また、当該保育所の保護者の理解と協力を得ることを基本とし、私立保育園の柔軟性及び即応性を活かした地域で求められる保育ニーズへの柔軟な対応を図っており、移管先法人による努力と保護者の理解・協力を得て、三者協議会の目的が達成されたものと評価しています。

一方では、公立保育所における保育内容の継続性が求められ、私立保育園の柔軟性及び即応性が活かされていないという問題が指摘されますが、本来、保育内容等については、児童福祉法をはじめ、「保育指針」や「児童福祉施設最低基準」などの法令等において、公・私を問わず、一定の保育水準が確保されているほか、各保育所（園）においては、それぞれの特色を生かしつつ、創意工夫し、保育内容の充実や質の向上を図っていくものです。

したがって、三者協議会は、要望・要求の場ではなく、子どもたちの最善の利益のため、保護者、移管先法人、市の三者が、それぞれの役割を十分に認識しつつ、それぞれに何が求められ、どのように対応していくかを協議する場ですので、三者協議会として協議する事項を定めるなど、協議会の円滑な運営に留意する必要があると考えています。

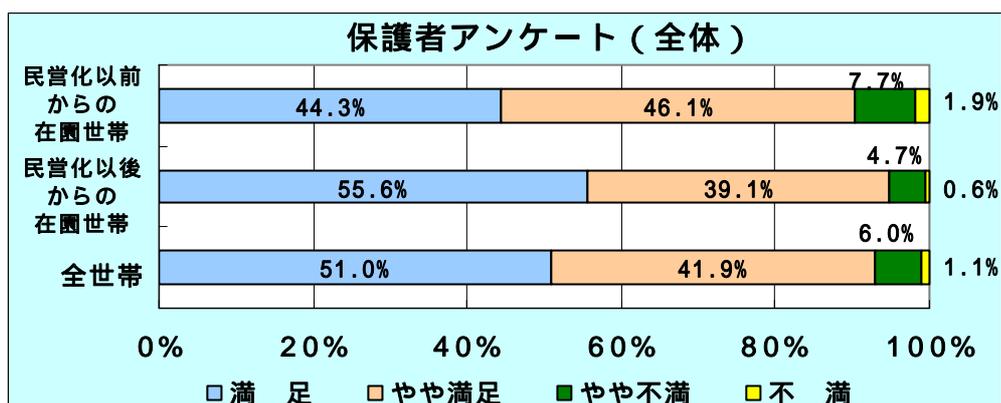
また、三者協議会における協議事項については、三者それぞれの適切な役割分担のもと、「子どもの視点」と「保護者の視点」をもって、協議することが重要であると考えています。

アンケート結果に基づく評価

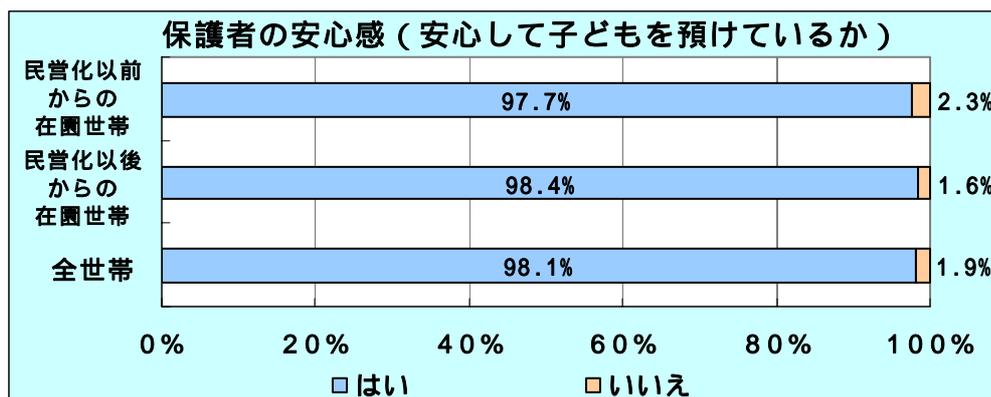
以上、「茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領」や「茨木市立保育所民営化に伴う協定書」の項目などに沿って、個別の課題について評価してきたが、最後に、保護者アンケートによる子ども・保護者の満足度と法人アンケートの意見を概括してまとめとします。

1 子ども・保護者の満足度

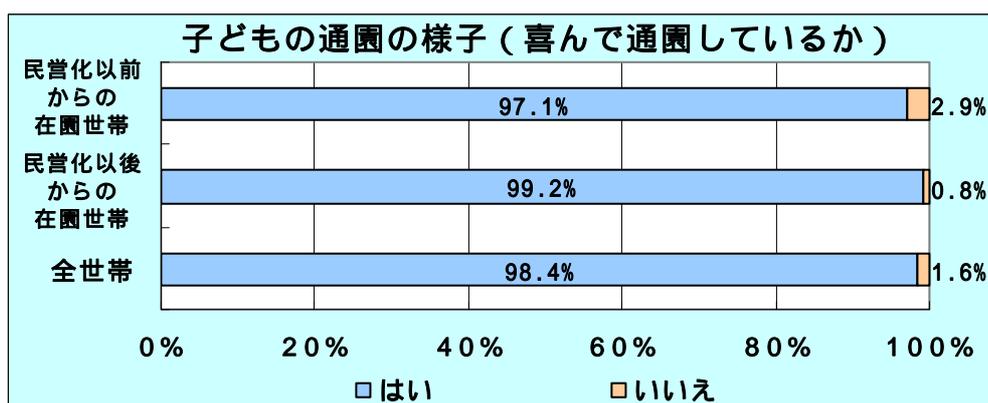
子ども・保護者の満足度については、別冊「保護者アンケート結果報告書」のとおりですが、保護者の全体的な満足度においても、下記の表のとおり、「満足」と「どちらかと言えば満足」とした方の比率は 92.9%と非常に高い比率で「概ね満足」であることが考察できます。



また、保護者の安心感に関するアンケート項目として、「安心してお子さんを預けていますか」との設問では、下記の表のとおり、回答をいただいた437世帯のうち、「はい」と回答した方の比率（合計）は98.1%、「いいえ」と回答した方の比率（合計）は1.9%であり、非常に高い比率で、多くの保護者の方が「安心して子どもを預けている」という結果がでています。



さらに、現在の子どもの通園の様子に関するアンケート項目として、「喜んで通園していますか」との設問では、下記の表のとおり、回答をいただいた437世帯のうち、「はい」と回答した方の比率（合計）は98.4%、「いいえ」と回答した方の比率（合計）は1.6%であり、非常に高い比率で、子どもたちが「喜んで通園している」という結果がでています。



< 参考 >

保護者アンケートの概要

平成23年1月13日に調査を実施し、全世帯805世帯のうち、全体で437世帯から回答を得ており、全体で54.3%の回収率となっています。

2 移管先法人の意見

移管先法人の意見については、別冊「法人アンケート結果報告書」のとおりですが、私立保育園の柔軟性及び即応性に関する項目として、「保育で工夫していることや保護者との連携、コミュニケーションについて」という設問があります。

その中でも、保育への工夫として、下記の表のとおり「よりよい保育の展開」をはじめ、「保育士の資質の向上」や「工夫した給食」などに対する取り組みをされており、子どもの視点に立った創意工夫した取り組みの展開に努めていることが考察できるとともに、年度途中からでも延長保育の時間を拡大するなど、保護者の保育ニーズに対応した取り組みも行われています。

保育への工夫	「子どもが第一」をモットーに、よい保育を展開し、親子共々居心地のよい園作りを職員一丸となって実現させていくことで、信頼関係を築くことができた。
	学期ごとに評価、園長との面談、反省会を通じて、意思統一を図るとともに、他園や園内研修に取り組み、保育士の資質の向上に努めている。
	完全手作りおやつや繰り返しの献立でなく工夫した給食、試食会の開催などを通じて、給食の内容などに理解を求める努力をしている。

また、保育の継続性に関する項目として、「民営化に際して配慮したことについて」という設問では、下記の表のとおり、保護者の納得を前提に、5年間の継続に配慮したとも読み取ることができ、私立保育園の柔軟性及び即応性が発揮しきれない面も伺えますが、移管先法人自らが、「保育内容の継続についての検証」や「公立保育所のやり方を実践し、継続性への配慮をした」など、保育内容の継続性に配慮しつつ、子どもへの保育環境の変化を最小限に止めるための取り組みに努力されています。

継続性への配慮	公立保育所の保育が引き継いでいるかどうかをいつも検証しながら進めている。
	一度は公立のやり方を実践し、5年間保護者が納得するなら公立のやり方で進めるよう配慮した。

< 参考 >

移管先法人アンケートの概要

平成22年11月1日に、6項目の設問と1項目の自由意見欄を設け、アンケート調査を実施するとともに、平成22年12月31日に公立保育所の移管先8法人とのヒアリングを行っています。

おわりに

この度の民営化に際しては、保育環境の急激な変化を最小限に止める努力を尽くしましたが、子ども・保護者にとっては、少なからず、環境の変化や不安があったことと推察します。その中で、アンケートにおいて、高い割合で、子ども・保護者が満足と示していただいていることは、移管先法人・保育者の努力のもと、利用者をはじめとする皆さまに、事業の趣旨をご理解いただき、ご協力いただいていることの表れと総括的に受けとめています。

今回、第 3 章に示す 3 つの視点から評価を行った結果、民営化による財政的效果を通じて、市民にとっては、在宅での子育て支援をはじめ、病児・病後児保育や一時保育などの保育ニーズへの対応、さらには、住み慣れた地域で安心して子育てすることができるよう、保健医療制度や相談体制の充実を図るなど、全ての子育て家庭への支援策を拡充できる効果がありました。

一方、移管先法人にとっては、事業規模が拡充し、創意工夫した独自の保育を普及させる機会が拡大するなど、基本方針に示す「保育サービス提供の中心的役割を担う」という方向につながるとともに、法人運営基盤を強化する効果もあったと考えられます。

また、こうした効果を生む上で、今回、行った民営化の手法は、保護者及び移管先法人の双方から、一定、課題等の指摘があるものの、移管条件も履行されており、概ね、公正・妥当であったと考えます。

本市では、行財政改革推進プランにおいて、公立保育所の民営化について、「市立保育所の役割を見直し、管理運営に民間活力の導入を推進する」とこととしており、さらなる民営化を検討する際には、今後の公立保育所のあり方を十分に検討し、公・私立保育所の役割分担と公立保育所の機能と役割を明確にするとともに、この報告書における評価結果や留意点を十分に認識し、市民の理解が得られるよう、今日的課題を踏まえた方針を示すことが重要であると考えています。

なお、公立保育所の民営化に伴う協定期間中において、今後も継続した取り組みが必要な項目については、保護者をはじめとする意見や課題等を十分に勘案し、効率的かつ効果的な保育所運営とその進行管理に努めます。

今後とも、多様化する保育ニーズへの柔軟な対応をはじめ、保育行政の新たな施策の展開や地域における子育て支援等の充実に向けて、子ども・子育てに携わるあらゆる主体が連携・協力し、本市の特色に応じた施策や事業の展開に、積極的に取り組みたいと考えています。

最後に、懇談会や各委員会にご参加いただいた委員の皆さまをはじめ、これまでの民営化事業に、ご理解・ご協力をいただいた市民の皆さま、また、公立保育所を引き継ぎつつ、本市の保育行政の推進にご尽力をいただいた社会福祉法人等の皆さまに、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、将来を担う子どもたちの健やかな成長の実現に向けて、より一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

巻末資料

茨木市立保育所民営化基本方針	26
民営化保育所（園）の概要	31
民営化の経緯	32
子ども・子育て分野の充実 【年度別の主な取り組み】 平成 19 年度 平成 20 年度 平成 21 年度 平成 22 年度 平成 23 年度	34
移管条件について (1) 開所日一覧 (2) 開所時間一覧 (3) ギョウ虫検査一覧 (4) 眼科検診一覧 (5) 耳鼻科検診一覧 (6) 尿検査一覧 (7) 職員配置基準に対する補助一覧 (8) 保育士の経験年数一覧	40
茨木市立保育所民営化外部検討委員会設置要綱	44
茨木市立保育所民営化外部検討委員会名簿	45

茨木市立保育所民営化基本方針

(平成18年1月24日市長決定)

1 目的

近年において多様化する保育ニーズに迅速かつ柔軟に対応するなど、保育行政の新たな施策の展開に向けて、公・私立保育所(園)の役割分担と公立保育所の機能と役割を明確にする中で、保育サービスの充実と今日的課題である地域における子育て支援等を推進するとともに、厳しい財政環境の中にあって、民間活力の導入(民営化)を図り、より効果的・効率的な保育所運営をめざす。

2 市立保育所の機能と役割

地域区分による公・私立保育所(園)の配置バランスを見直し、存続する市立保育所については、入所児童に対する通常保育の実施に加え、次のような機能と役割をもつ保育所として再構築するなど、地域における子育て支援の拠点施設として保育所の運営に努める。

- ・ 幅広い年齢層の保育士を効果的に活用し、地域子育て支援のニーズを把握し、虐待児童やDVなどリスクのある在宅家庭の子どもに対する子育てのセーフティネットとしての役割を担う。
- ・ 地域の子育てボランティアグループの立ち上げなど幅広い地域の子育て支援のネットワーク化を推進する。
- ・ 一人ひとりの子ども達の発達を支援するため、障害児保育の実績を継承しつつ、保育所機能を地域展開し、発達障害の子どもなどを含め、在宅家庭における障害のある子ども達に対しても支援する。

3 民営化の考え方

- ・ 市立保育所の民営化は、行財政改革が一層求められる環境の中で、より効果的な保育所運営の推進を図るとともに、延長保育や一時保育、休日保育など様々な保育ニーズが要望されていることから、私立保育園の柔軟性や即応性に着目し、地域で求められる保育ニーズに柔軟に対応することを目的として、市立保育所の民営化を進める。
- ・ 私立保育園は、保育サービス提供の中心的役割を担い、行政は、保育サービ

スの水準の維持、向上に向け障害児保育の拡充や各種施設との連携など、地域全体の保育力の向上に努める。

4 民営化する保育所の考え方(施設配置)

現在、市内には市立保育所 18 箇所、私立保育園 16 箇所の計 34 箇所ある。

民営化にあたっては、市立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、市立保育所を適切に配置することで私立保育園との相乗効果が期待されることから、市内を 5 ブロック(東・西・南・北・中央)^{注1}に分け、1 ブロックに最低 1 箇所以上の市立保育所を存続させるものとし、当面、8 箇所の保育所の民営化を実施する。ただし、今後の社会経済情勢や保育所を取り巻く環境等の状況によっては、総合的に判断し、民営化する保育所を追加することとする。

注1．P5．6 資料参照

5 民営化する保育所の選定

民営化を検討するにあたり、それぞれの地域の中で、拠点施設としての今後の市立保育所のもつ機能と役割を考慮するとともに、市立保育所と私立保育園の適正な配置バランス等を総合的に判断し、民営化する保育所を選定する。

所庭が児童遊園と併設していないこと。

6 民営化の方法

(1) 移管の条件

土地については、無償貸与とする。

建物及び備品等については、無償譲渡とする。

(2) 移管先法人の選定

保育所運営の安定性と継続性を確保するとともに、市有地を無償貸与、保育所施設等を無償譲渡することから社会福祉法人とする。

移管先については、公募を基本とする。

移管先の決定は、保育目標、保育内容、サービスの向上、資金計画及び経理状況などを総合的に評価する。

選定については、(仮称)「茨木市立保育所民営化選定委員会」を設置し選定する。

(3) 現状における保育内容の継続

民営化するにあたって、移管先法人の保育所運営については、移管予定の保育所が実施している一定の保育内容等を継続して実施する事項として提示し、移管後の履行事項として義務付ける。

- (1) 保育士の配置は、市の配置基準に合わせて配置すること
- (2) 保育士の年齢構成は、年齢バランスを考慮し、一定経験年数を持った保育士の配置に努めること
- (3) 保育時間は、最低現行の保育時間を継続すること
- (4) 費用負担については、本市が予め認めた費用以外、保護者負担の軽減を図ること
- (5) 休園日は、日曜日、祝祭日及び年末年始とすること
- (6) 給食は、アレルギー児の対応を行うこと
- (7) 健康診断は、内科検診、歯科検診等を実施すること
- (8) 障害児保育は、現行どおり実施すること
- (9) 苦情処理の仕組みを整備すること

(4) 移管先法人への引継ぎ

民営化によって、それまでの保育士が全員変わるなど子ども達への保育環境が大幅に変わることから、その影響を最小限に止めるため、茨木市が指定する引継期間において、移管先法人の保育士等が当該保育所の保育士等と合同で保育に携わり、子ども達が新しい保育士等に慣れ親しむことができるよう図るなど円滑な移行に努める。

(5) 三者協議会

移管先決定後及び移管後において、当分の間(移管時の園児が在園している間)、茨木市、移管先法人、当該保育所の保護者からなる三者協議会において、移管条件や保育内容の継続性等について、確認し合うとともに問題点

の改善に努める。

7 民営化の年次計画

平成19年度を初年度として、4年間かけて実施する。

なお、民営化する箇所数の追加を可能とする。

【時期及び移管保育所】

移管時期	平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日
移管保育所名	中条保育所	玉櫛保育所	松ヶ本保育所	東保育所
	三島保育所	水尾保育所	郡山保育所	庄保育所

ブロック別保育所配置状況

()内：定員：人

ブロック	市立保育所名	私立保育園名
東	三島(120)・総持寺(70) 庄(70)・鮎川(120)・東(90)	茨木山水(150)・ちとせ(120)・未広(90) 白川敬愛(149)・さくらんぼ(30)
西	春日(90)・下穂積(120) 松ヶ本(90)	ほづみ(90)・なかよしわんぱく(30) こどもの園敬愛(60)
南	玉櫛(120)・水尾(120) 沢良宜(90)・玉島(120)	東奈良敬愛(90)・たんぼぼ(90) 天王(150)
北	道祖本(170)・郡(120) 郡山(120)	第二未広(90)・たんぼぼ安威(120)
中央	中央(110)・中津(120) 中条(150)	茨木(70)・たちばな(150) ひだまり(20)

民営化保育所（園）の概要

移管時期	平成19年 4月		平成20年 4月		
旧保育所名	三島保育所	中条保育所	水尾保育所	玉櫛保育所	
現保育園名	あいの三島保育園	たんぼぼ中条保育園	水尾保育園	玉櫛たちばな保育園	
所在地	三島町 2 - 28	東中条町 8 - 6	水尾 1 - 12 - 15	東奈良 2 - 8 - 21	
移管先法人	社会福祉法人 藍野福祉会	社会福祉法人 つつみ会	社会福祉法人 穂積福祉会	社会福祉法人 裕榮福祉会	
定員 H23.4.1現在	120名	150名	120名	120名	
(内訳)	0歳児	9名	4名	12名	9名
	1歳児	19名	23名	19名	20名
	2歳児	24名	24名	23名	22名
	3歳児	25名	32名	25名	26名
	4歳児	24名	31名	26名	26名
	5歳児	24名	35名	27名	27名
建築年月	昭和54年 4月	昭和50年 4月	昭和51年 4月	昭和52年 4月	
開所年月	昭和30年 1月	昭和50年 4月	昭和51年 4月	昭和39年 6月	

移管時期	平成21年 4月		平成22年 4月		
旧保育所名	郡山保育所	松ヶ本保育所	庄保育所	東保育所	
現保育園名	郡山敬愛保育園	松ヶ本保育園	庄保育園	東さくら保育園	
所在地	新郡山 2 - 2 - 20	松ヶ本町 4 - 40	庄 1 - 3 - 10	桑田町 24 - 18	
移管先法人	社会福祉法人 智恩福祉会	社会福祉法人 親和会	社会福祉法人 秀幸福社会	社会福祉法人 育成福祉会	
定員 H23.4.1現在	120名	90名	70名	90名	
(内訳)	0歳児	9名	9名	3名	9名
	1歳児	16名	15名	10名	15名
	2歳児	19名	15名	12名	18名
	3歳児	20名	21名	16名	24名
	4歳児	27名	23名	15名	22名
	5歳児	22名	24名	16名	21名
建築年月	昭和49年 4月	昭和55年 4月	昭和45年 4月	昭和45年 8月	
開所年月	昭和49年 4月	昭和55年 4月	昭和45年 4月	昭和45年 1月	

民営化の経緯

平成16年 9月	茨木市公立保育所のあり方に関する懇談会 (平成17年7月まで、延べ6回)
平成17年 9月 10月	意見書の提出 茨木市立保育所民営化検討委員会 (平成17年12月まで、延べ3回)
平成18年 1月 2月 3月 4月 5月 8月 9月 10月	茨木市立保育所民営化基本方針(市長決定) 説明・報告 市議会、保育所長会、職員組合、職員、各保育所保護者会会長 私立保育園連盟 公表(発表) 報道機関、各保育所保護者 保護者説明会(延べ42回、8か所合同及び個別は含まず) (平成18年2月～平成21年9月) 市立保育所条例の一部改正」の議案を可決 (三島・中条保育所を平成19年3月31日をもって廃止) 平成18年度 移管先法人選考委員会設置(8月まで、延べ5回) 移管法人の公募 移管先法人決定 「財産の無償譲渡」の議案を可決 移管先法人と事務引継を開始 三者協議会の開催 (平成23年4月現在、三島10回、中条15回)
平成19年 1月 3月 4月 5月 8月 9月 10月	合同保育開始(3月まで) 市立保育所条例の一部改正」の議案を可決 (水尾・玉櫛保育所を平成20年3月31日をもって廃止) 移管先法人運営開始(民営化) (あいの三島、たんぽぽ中条保育園) 引継保育(9月まで)、巡回保育(10月～12月) 平成19年度 移管先法人選考委員会設置(8月まで、延べ5回) 移管法人の公募 移管先法人決定 「財産の無償譲渡」の議案を可決 移管先法人と事務引継を開始 三者協議会の開催 (平成23年4月現在、水尾8回、玉櫛7回)

平成20年	<p>1月 合同保育開始（3月まで）</p> <p>3月 市立保育所条例の一部改正」の議案を可決 （郡山・松ヶ本保育所を平成21年3月31日をもって廃止）</p> <p>4月 移管先法人運営開始（民営化） （水尾、玉櫛たちばな保育園） 引継保育（9月まで）、巡回保育（10月～12月） 平成20年度 移管先法人選考委員会設置（8月まで、延べ5回）</p> <p>5月 移管法人の公募</p> <p>8月 移管先法人決定</p> <p>9月 「財産の無償譲渡」の議案を可決</p> <p>10月 移管先法人と事務引継を開始 三者協議会の開催 （平成23年4月現在、郡山17回、松ヶ本12回）</p>
平成21年	<p>1月 合同保育開始（3月まで）</p> <p>3月 市立保育所条例の一部改正」の議案を可決 （庄・東保育所を平成22年3月31日をもって廃止）</p> <p>4月 移管先法人運営開始（民営化） （郡山敬愛、松ヶ本保育園） 引継保育（9月まで）、巡回保育（10月～12月） 平成21年度 移管先法人選考委員会設置（8月まで、延べ5回）</p> <p>5月 移管法人の公募</p> <p>8月 移管先法人決定</p> <p>9月 「財産の無償譲渡」の議案を可決</p> <p>10月 移管先法人と事務引継を開始 三者協議会の開催 （平成23年4月現在、庄16回、東15回）</p>
平成22年	<p>1月 合同保育開始（3月まで）</p> <p>4月 移管先法人運営開始（民営化） （庄、東さくら保育園） 引継保育（9月まで）、巡回保育（10月～12月）</p>

子ども・子育て分野の充実
【年度別の主な取り組み】

平成19年度（単位：千円）		
新規・拡充項目	事業費総額	市負担額
【ソフト事業】	445,513	218,757
乳幼児医療助成の拡充 (小学1年生まで拡充)	32,000	32,000
産前産後ヘルパーの派遣 (新規)	2,309	2,309
妊婦一般健康診査公費負担の拡充 (公費負担2回 3回)	12,138	12,138
在宅子育て家庭支援保育士の配置(新規)	16,754	16,754
出前型乳幼児保健相談 (新規)	485	485
子育てサークル支援事業(新規)	2,022	2,022
親支援プログラム事業の実施(新規)	508	508
ブックスタート事業の実施(新規)	4,666	4,666
ぽっぽルームの土曜日開所(拡充)	3,182	3,182
公立幼稚園での預かり保育の拡充	3,790	1,025
児童手当支給事業 (制度改正による増額)	272,050	58,938
子育てハンドブックの配布事業(拡充)	3,090	3,090
つどいの広場設置運営補助事業 (10か所 11か所)	7,953	3,554
子育て支援ネットワークづくり事業(新規)	735	735
私立保育園運営補助事業(拡充)	55,428	55,428
民営化円滑導入事業 (引継・巡回保育等)	17,371	17,371
C A P 研修の実施 (新規)	1,312	1,312
放課後子ども教室推進事業(拡充)	8,980	2,500
放課後子どもプランの検討(新規)	740	740

平成19年度（単位：千円）		
新規・拡充項目	事業費総額	市負担額
【ハード事業】	260,642	152,804
冷凍母乳保管用冷凍庫の設置(新規)	640	640
私立保育園建設補助事業(建替経費の助成)	181,812	90,906
留守家庭児童会教室整備事業(拡充) (プレハブの整備)	53,190	36,258
保育所便所改修事業 (拡充)	25,000	25,000
合 計	706,155	371,561

拡充経費は、拡充分のみの予算を表している。
 なお、新規・拡充項目の名称については、各年度の当初予算時点であることから、一部、異なる場合があります。

平成20年度（単位：千円）		
新規・拡充項目	事業費総額	市負担額
【ソフト事業】	225,263	189,573
認定こども園運営費等補助事業(新規)	10,541	10,541
次世代育成支援行動計画の見直し (後期計画の策定)	3,069	3,069
地域子育て支援拠点事業(拡充)	15,266	4,946
私立保育所運営補助事業(拡充)	125,390	107,391
放課後子ども教室推進事業(拡充)	43,013	39,811
留守家庭児童会の1時間延長の通年化(拡充)	19,170	19,170
こんにちは赤ちゃん事業(新規)	4,324	679
「パパ&ママクラス」の拡充 (土日開催、妊婦体験)	434	434
幼稚園預かり保育の拡充 (時間の延長、長期休業期間中のモデル実施)	4,056	3,532

平成20年度（単位：千円）		
新規・拡充項目	事業費総額	市負担額
【ハード事業】	204,710	106,158
私立保育所建設補助事業(新設1、増築1)	196,040	98,020
保育所の耐震改修工事 (下穂積保育所)	7,000	6,468
保育所の防犯対策 (電子ロックの設置)	1,670	1,670
合 計	429,973	295,731

平成21年度（単位：千円）		
新規・拡充項目	事業費総額	市負担額
【ソフト事業】	164,877	69,240
次世代育成支援行動計画（後期計画）の策定 (拡充)（単年）	4,335	4,335
乳幼児医療費助成の拡充 (小学2年生まで拡充)	15,354	15,354
kokoフェスティバルの開催(新規)	1,809	1,809
こんにちは赤ちゃん事業の拡充（7・8か月児 の交流会の開催）	1,203	0
オレンジリボンキャンペーンの拡充 (児童虐待の防止啓発)	771	0
子育て支援センターの一時保育事業の実施 (新規)	6,879	0
妊婦一般健康診査の公費負担の拡充 (3回 14回)	81,066	36,747
公立幼稚園預かり保育の拡充(時間の延長、長期 休業期間中のモデル実施2園から4園)	4,705	850
私立保育所運営補助事業(拡充)	42,293	3,683
心理判定員の増員 (障害児保育の円滑化)	3,509	3,509
放課後子ども教室推進事業(拡充)	2,953	2,953

平成21年度（単位：千円）		
新規・拡充項目	事業費総額	市負担額
【ハード事業】	214,430	118,439
こどもコーナー設置事業(新規)	1,424	98
幼稚園施設の整備 (耐震設計、園庭緑化、便所改修)	22,340	22,340
私立保育所建設補助事業(耐震化建替工事)	189,330	94,665
保育所防犯対策事業 (拡充)	1,336	1,336
合 計	379,307	187,679

平成22年度（単位：千円）		
新規・拡充項目	事業費総額	市負担額
【ソフト事業】	3,302,702	88,085
病児保育事業の実施 (新規)	14,688	3,849
子ども手当の支給 (新規)	3,192,970	33,749
つどいの広場事業補助金の拡充(一時預かり保 育、新設1か所)	29,533	6,690
子育てすこやかセンターの開設(新規)	15,054	11,489
妊婦健診における公費負担の拡充 (単価の増額)	7,760	1,410
私立保育所等における小学校低学年児童の受入 拡充(補助の追加)	1,800	1,800
私立幼稚園等在籍園児保護者補助金の増額	16,389	16,389
児童扶養手当の父子家庭への支給拡大	16,238	11,960
感覚統合新連の実施(すくすく教室) (新規)	887	0
親支援プログラムファシリテーター養成講座の 実施(新規)	950	0
留守家庭児童会開設時間の拡充 (開設日、時間)	0	0
幼稚園預かり保育モデル事業の拡充 (1時間延長)	6,433	749

平成22年度（単位：千円）		
新規・拡充項目	事業費総額	市負担額
【ハード事業】	93,915	76,846
幼稚園園庭芝生化の推進	7,693	7,693
私立保育所建設補助事業 (拡充)	14,522	4,841
幼稚園施設整備の推進	71,700	64,312
合 計	3,396,617	164,931

平成23年度（単位：千円）		
新規・拡充項目	事業費総額	市負担額
【ソフト事業】	1,879,884	229,790
乳幼児医療費助成の拡充 (小学3年生まで拡充)	20,819	20,819
妊婦検診における公費負担の拡充	18,490	7,184
子ども手当の拡充	1,747,383	136,921
病児保育事業の拡充	16,622	7,034
セカンドステッププログラムの実施 (公立幼・保の5歳児を対象に課題等への実践対応力を高める)	2,292	0
児童デイサービス等拡充事業	51,074	50,948
母子健康手帳交付時の妊婦面接・相談の実施	515	0
児童虐待防止啓発活動の実施	11,697	367
つどいの広場の新設	5,533	2,443
乳幼児健診未受診者訪問の実施（新規）	537	0
幼稚園預かり保育事業の拡充	4,922	4,074

平成23年度（単位：千円）		
新規・拡充項目	事業費総額	市負担額
【ハード事業】	483,180	186,357
こども健康センターの設置 （開設に向けた改修）	22,000	22,000
幼稚園保育室エアコン設置事業（新規） （設計）	5,000	5,000
保育所建設補助事業 （拡充）	363,680	71,521
保育所の屋上防水・緑化事業（拡充）	20,300	20,300
学童保育室の増築事業（拡充）	10,000	10,000
幼稚園園舎耐震化の推進（拡充）	58,000	53,336
幼稚園園庭芝生化の推進（拡充）	4,200	4,200
合 計	2,363,064	416,147

移管条件について

(1) 開所日一覧

民営化保育園名	開所日（日）			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
あいの三島保育園	294	293	293	293
たんぼぼ中条保育園	294	293	293	293
水尾保育園	-	293	293	293
玉櫛たちばな保育園	-	293	293	293
郡山敬愛保育園	-	-	293	293
松ヶ本保育園	-	-	293	293
庄保育園	-	-	-	293
東さくら保育園	-	-	-	293

(2) 開所時間一覧

民営化保育園名	開所時間（延長保育含む）			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
あいの三島保育園	7時～19時	7時～19時	7時～19時	7時～19時
たんぼぼ中条保育園	7時～19時	7時～19時	7時～19時	7時～19時
水尾保育園	-	7時～20時	7時～20時	7時～20時
玉櫛たちばな保育園	-	7時～20時	7時～20時	7時～20時
郡山敬愛保育園	-	-	7時～19時	7時～19時
松ヶ本保育園	-	-	7時～19時	7時～19時
庄保育園	-	-	-	7時～19時
東さくら保育園	-	-	-	7時～20時

(3) ギョウ虫検査一覧

民営化保育園名	ギョウ虫検査（年2回以上）			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	実施回数	実施回数	実施回数	実施回数
あいの三島保育園	2回	2回	2回	2回
たんぼぼ中条保育園	2回	2回	2回	2回
水尾保育園	-	2回	2回	2回
玉櫛たちばな保育園	-	2回	2回	2回
郡山敬愛保育園	-	-	2回	2回
松ヶ本保育園	-	-	2回	2回
庄保育園	-	-	-	2回
東さくら保育園	-	-	-	2回

(4) 眼科検診一覧

民営化保育園名	眼科検診（年1回以上）			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況
あいの三島保育園				
たんぼぼ中条保育園				
水尾保育園	-			
玉櫛たちばな保育園	-			
郡山敬愛保育園	-	-		
松ヶ本保育園	-	-		
庄保育園	-	-	-	
東さくら保育園	-	-	-	

(5) 耳鼻科検診一覧

民営化保育園名	耳鼻科検診（年1回以上）			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況
あいの三島保育園				
たんぼぼ中条保育園				
水尾保育園	-			
玉櫛たちばな保育園	-			
郡山敬愛保育園	-	-		
松ヶ本保育園	-	-		
庄保育園	-	-	-	
東さくら保育園	-	-	-	

(6) 尿検査一覧

民営化保育園名	尿検査（年1回以上）			
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	実施状況	実施状況	実施状況	実施状況
あいの三島保育園				
たんぼぼ中条保育園				
水尾保育園	-			
玉櫛たちばな保育園	-			
郡山敬愛保育園	-	-		
松ヶ本保育園	-	-		
庄保育園	-	-	-	
東さくら保育園	-	-	-	

(7) 職員配置基準に対する補助一覧

(単位：円)

職員配置基準に対する補助		
保育園名	対象年度	補助金総額
あいの三島保育園	H19～H22	8,658,200
たんぼぼ中条保育園	H19～H22	8,658,200
水尾保育園	H20～H22	6,512,000
玉櫛たちばな保育園	H20～H22	6,512,000
郡山敬愛保育園	H21～H22	4,343,800
松ヶ本保育園	H21～H22	4,343,800
庄保育園	H22	2,175,600
東さくら保育園	H22	2,175,600

(8) 保育士の経験年数一覧

民営化保育園名	保育士の経験年数(人) (2分の1以上が経験年数4年以上を有する者)							
	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	必要な総 保育士数	4年以上 経験者数	必要な総 保育士数	4年以上 経験者数	必要な総 保育士数	4年以上 経験者数	必要な総 保育士数	4年以上 経験者数
あいの三島保育園	12.3	14	14.8	12	13.6	13	12.2	13
たんぼぼ中条保育園	16.9	15	16.7	14	14.9	15	16.2	13
水尾保育園		-	12.2	12	14.2	10	15.2	10
玉櫛たちばな保育園		-	12.9	15	15.3	15	15	15
郡山敬愛保育園		-		-	10.9	8	11.8	12
松ヶ本保育園		-		-	10.5	8	11.1	11
庄保育園		-		-		-	7.2	6
東さくら保育園		-		-		-	8.7	12

各年、4月1日現在の在籍児童数から、歳児別に必要な保育士数を算出するとともに、当該保育園における4年以上の経験者数を把握しています。

茨木市立保育所民営化外部検討委員会設置要綱

茨木市立保育所民営化外部検討委員会設置要綱

(設置)

第1 茨木市立保育所の民営化に関する基本的な方針を検討し、効率的な保育所運営を図るため、茨木市立保育所民営化庁内検討委員会設置要綱(平成17年10月20日実施)に基づき設置した茨木市立保育所民営化庁内検討委員会(第2において「庁内検討委員会」という。)において検討している事項について、職員以外の者から広く意見を求めるため、茨木市立保育所民営化外部検討委員会(以下「外部検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 外部検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 庁内検討委員会において、検討している事項に関すること。
- (2) その他市立保育所の民営化に関すること。

(組織)

第3 外部検討委員会は、委員4人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 私立保育園連盟会長
- (3) 学識経験者

(任期)

第4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5 外部検討委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、外部検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、予め委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 外部検討委員会の庶務は、こども育成部において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、外部検討委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月30日から実施する。

茨木市立保育所民営化外部検討委員会名簿

順不同・敬称略

区 分	氏 名	所属団体等
市民	松岡 彰子	公募市民
私立保育園連盟会長	三角 和義	私立保育園連盟会長 社会福祉法人つつみ会理事長
学識経験者	小田 泰宏	藍野大学医療保健学部教授
	坂本 健	梅花女子大学現代人間学部教授